

障サ 第 1485 号  
令和 3 年 8 月 5 日

指定就労継続支援 B 型事業者  
指定自立生活援助事業者  
指定地域相談支援事業者

} 代表者 様

神奈川県福祉子どもみらい局  
福祉部障害サービス課長

神奈川県が「障害者ピアサポート研修」に準ずる研修と認める研修について（通知）

本県の障害福祉施策の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和 3 年 4 月の障害福祉サービス等の報酬改定により、就労継続支援 B 型のピアサポート実施加算並びに自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のピアサポート体制加算が創設されたところですが、これらの加算の算定には、都道府県又は指定都市が地域生活支援事業として実施する「障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）」の課程を修了した者を配置することが要件とされました。また、令和 6 年 3 月 31 日までは、都道府県が「障害者ピアサポート研修」に準ずると認める研修を修了した者を配置することで、この要件を満たすことができることとされました。

つきましては、神奈川県として、「障害者ピアサポート研修」に準ずると認める研修を別紙のとおり定め、令和 3 年 4 月 1 日から適用することとしましたので、通知します。

ピアサポート実施加算又はピアサポート体制加算を算定しようとする事業者は、算定を開始しようとする月の前月 15 日までに「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」に当該研修を終了したことを証明する書類の写し及び修了した研修の内容がわかる資料（研修実施要綱等）を添付して郵送にて提出してください。

問合せ先

事業支援グループ 堀越、飯場、新熊、岡崎  
電話 045-210-4717(直通)  
045-210-4732(直通)

(別紙)

神奈川県が「障害者ピアサポート研修」に準ずる研修と認める研修について

(令和3年4月1日適用)

令和3年4月の障害福祉サービス等の報酬改定により創設された就労継続支援B型のピアサポート実施加算並びに自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のピアサポート体制加算の算定に係る「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(障発第1031001号平成18年10月31日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)」に定める神奈川県が「障害者ピアサポート研修」に準ずると認める研修は、次のとおりとする。

- 1 厚生労働科学研究において実施したピアサポーターを養成することを目的とした研修
  - ・ 「障害者ピアサポートの専門性を高めるための研修に関する研究」において実施したピアサポーター養成研修
  - ・ 「障害者ピアサポートの専門性を高めるための研修に係る講師を担える人材の養成及び普及のための研究」において実施した講師・FT(ファシリテーター)養成研修又はピアサポーター養成研修
- 2 民間団体が実施するピアサポーターを養成することを目的とした研修の内、次の研修
  - ・ 一般社団法人日本メンタルヘルスパイサポート専門員研修機構が実施するピアサポーター養成研修
  - ・ 全国自立センター協議会が実施するピアカウンセリング講座(集中講座・長期講座)
- 3 その他、次の全ての要件を満たすピアサポーターを養成することを目的とした研修
  - (1) 国・県・市町村が主催、共催又は後援する研修であること
  - (2) 令和2年度までに実施されたものにあつては講義、演習を含む概ね8時間以上の研修であること、令和3年度から令和5年度に実施する研修にあつては、「障害者ピアサポート研修事業の実施について(障発0306第12号令和2年3月6日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)」に定める基礎研修及び専門研修のカリキュラムの内容以上のものであること。

(注) 上記の取扱いは、令和6年3月31日までです。令和6年4月1日以降もピアサポート実施加算及びピアサポート体制加算を算定するためには、都道府県、指定都市又は中核市が「障害者ピアサポート研修事業の実施について」に基づき実施する「障害者ピアサポート研修」の基礎研修及び専門研修を受講することが必要です。

神奈川県においては、今年度中の本研修の実施は予定しておりません。また、来年度以降の本研修の実施予定等も現時点では未定です。本研修を実施する際は、ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」でご案内します。